

重要事項 説明書

社会福祉法人 青森社会福祉振興団
特別養護老人ホーム まるめろ

重要事項説明書

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、事業者として入居者に説明すべき事項を記載しています。

1 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームまるめろ
所在地	宮城県仙台市太白区鉤取本町2丁目12番20
指定番号	0475404505号
施設長の氏名	徳田 努
連絡先	電話…022-797-0273 FAX…022-797-0274

2 職員の状況

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	計	主業務
施設長	社会福祉主事	1名			1名	業務と職員の管理
介護支援専門員	介護支援専門員	1名			1名	施設サービス計画の作成
生活相談員	社会福祉士	1名		介護職員	2名	入居相談・入居者の生活相談・処遇の企画や実施、関係機関等のコーディネート
	介護支援専門員 社会福祉主事	1名				
看護職員	看護師	5名	2名		8名	入居者の保健衛生
	准看護師	1名				
介護職員	介護福祉士	25名	5名	生活相談員	38名	入居者の日常生活全般にわたる介護業務
	初任者研修	4名	1名			
	なし	3名				
介護補助	なし		6名		6名	介護補助業務
管理栄養士	管理栄養士	2名		調理員	2名	栄養ケア計画の作成
機能訓練指導員	理学療法士	1名			1名	日常生活の機能訓練
歯科衛生士	歯科衛生士	1名			1名	利用者の口腔衛生
事務員	なし	5名			5名	一般事務、経理、総務
管理員	なし	1名			1名	施設設備等の管理
調理員	調理師	2名	4名	管理栄養士	6名	入居者の給食業務
宿直員	なし		3名		3名	夜間の防火管理、緊急連絡
医師	医師	1名	名		名	入居者の健康管理及び療養指導

3 設備等の概要

定員	80名		
居室	個室80室 (1室/14.91㎡)	共同生活室	8室 (2室/32.16㎡) (4室/36.80㎡) (2室/30.47㎡)
浴室	4室 (1室/13.25㎡)	多目的トイレ (車椅子トイレ)	10室 (1室/6.21㎡) (1室/8.70㎡) (4室/7.25㎡) (2室/6.21㎡) (2室/8.28㎡)

4 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①施設サービス計画に基づき、入居者が可能な限り、居宅での生活への復帰が可能になることを念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活全般にわたる相談、機能訓練、健康管理等、日常生活を送るために必要な支援を行います。
- ②入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するよう努めます。
- ③明るく家庭的な雰囲気の下、ご家族や地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	研修計画書に従い実施します
サービスマニュアルの作成	○	
身体拘束の有無	×	基本的には行いませんがもし行う場合には、身体拘束等行動制限取扱要領に基づきます
秘密の保持の有無	○	職員全員より誓約書をとっています

5 サービスの内容と利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

栄養士の立てる献立表により、栄養及び入居者の身体状況、嗜好を考慮した食事を提供します。特に、普通のお食事では飲み込みに支障がある場合には刻み食、流動食、ゼリー食等による食事を提供します。おいしく食べられる雰囲気作りや衛生

(手洗い、消毒、おしぼり等)に配慮し、介助や見守りについても徹底しながら、安全な食事提供を行います。また、食事場所は基本的に、入居者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としていますが、希望や必要により対応しております。食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談下さい。なお、献立は一週間前には所定の掲示板に掲げ入居者にわかるようにいたします。

食事時間：朝食 8：30～10：30

昼食 12：30～14：30

夕食 17：30～19：30

(入居者のご希望により、時間は変更することが可能です。)

②入浴介助

入居者のご希望や身体状況にあわせて入浴形態を決めさせていただきます。体調不良のため当日の入浴ができない場合には、タオルでの清拭や、足・手浴または、別な日に入浴することも可能です。なお、1週間当たりの入浴回数は、基本的に入居者1人につき2回以上です。

③排泄介助

排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用することに配慮しながらおむつ交換、失禁のお世話、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り等を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況や希望に応じて、日常生活を送るのに必要な基本的な動作(起居、移動、食事、着脱衣等)の維持につながるようケアプランに従って訓練を行います。

⑤健康管理

- ・ 看護職員により入居者の入浴日に、血圧、体温、脈拍、一般状態をチェックします。当施設の主治医により、2週間に1回診察を行い、健康管理に努めています。健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関への通院や入院等により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただきます。
- ・ 年1回定期的に健康診断を行います。
- ・ 慢性疾患や急性疾患等で通院が必要な時は、入居者の状態によりご家族へ付き添いをお願いする場合があります。
- ・ 通院の必要がない場合でも、施設内で医療行為(点滴等)施行の場合はご家族の方に付き添いをお願いします。
- ・ 入院の際は、病院の指示により付き添いが必要となる場合があります。万が一、付き添いが出来ない場合は有料の看護師や付き添い人が必要となります。なお、入院に関する一切の費用は、ご家族での対応となります。
- ・ 入居者の終末時の際は、契約者の方に来所していただきます。また、宿泊も可能です。
- ・ 健康管理のため、食事療法(食事制限等)を行うことがございますので、ご

了承ください。

- ・ 急変時には、主治医に連絡しその指示に従うことになります。但し、主治医が不在等で指示を受けることが出来ない場合は、イムス明理会仙台総合病院・長町病院に搬送させていただくことになります。
- ・ 病状急変および重篤であると判断された場合、救急搬送をいたします。
- ・ 施設でお亡くなりになった場合は主治医が死亡確認をさせていただいていますが、主治医が不在等で確認出来ない状況の場合は、救急車を要請させていただくことになります。

⑥生活相談

入居者が抱えている生活上の色々な悩み、不安等に耳を傾け、専門的な助言を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床を行います。
- ・ 生活のリズムを考え、基本的に昼間は日常着、夜は寝間着でその人に合わせた着脱介助を行います。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整髪、美容、爪切り等の整容介助を行います。

⑧寝具について

シーツの交換は毎週1回行います。また寝具の消毒は毎月1回行います。なお、汚れた際には、その都度お取り替えいたします。

⑨喫煙、飲酒について

当施設内及び敷地内は禁煙となっています。飲酒はご自由ですが、医師等により禁止されている場合はご遠慮願います。

⑩面会について

- ・ 面会可能時間は、9：00～17：00となっていますが、ご連絡いただければ随時ご面会できます。
- ・ 新型コロナやインフルエンザ等の感染症対応のため、一定期間において面会を規制させていただく場合がございます。
- ・ 来訪者が入居者のお部屋に宿泊することができます。その際は当施設の許可を得てください。また、1泊1,100円で布団の貸し出しも行っています。
- ・ 面会時、食べ物を差し入れる場合は、入居者が食事療法等をしていることもありますので必ず職員にお尋ねください。

⑪外出、外泊について

外出、外泊の際には、必ず届出が必要です。所定の用紙にご記入のうえ、提出してください。

⑫迷惑行為の禁止

施設内の居室や設備、器具は本来の方法に従ってご利用ください。また、騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。やみくもに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。なお、施設内での火器類やペットの持ち込み及び飼育、他入居者や職員に対する宗教や政治にかかる言動はご遠慮ください。

(2) 利用料金

介護保険対象分

介護保険からの給付サービスを利用する場合、入居者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合及び介護保険負担限度額認定証に応じた額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額入居者のご負担となります。

①基本料金（負担割合が1割の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型 個室	6,880円	7,599円	8,370円	9,099円	9,807円

※人員や体制の加算、個別の加算料金は含みません。

②居住費（1日あたりの利用者負担額）

	第1段階	2段階	第3段階① 第3段階②	第4段階
ユニット型 個室	880円	880円	①1,370円 ②1,370円	3,000円

③食費（1日あたりの利用者負担額）

	第1段階	2段階	第3段階① 第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	① 650円 ②1,360円	1,800円

※介護保険の給付対象とならないサービスに関しては別表に記載されております。

④医療保険の対象とならない物品

ケガや処置において医療保険の対象とならない物品が発生しますと、実費のご負担をお願いします。

⑤その他（自由契約による利用者負担月額）

	日常生活費①	日常生活費②	日常生活費③
	嗜好品飲み物	日用品セットA	日用品セットB
月額	2,200円	3,300円	4,290円

6 介護保険法の改正

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、当事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

7 料金の支払い方法

(1) 口座振替代行業者

リコーリース㈱

(2) お支払い方法

料金のお支払いは口座振替にてお願いいたします。

(3) 請求書・領収書

当月利用分の請求書を翌月 13 日迄に発送いたします。なお、領収書は口座振替確認後、翌月の請求書に同封いたします。また、入居者の都合により領収書の再発行を希望される際は 1 件につき 1,000 円を現金にてお支払い頂くこととなりますので、大切に保管してください。

(4) 口座振替日

ご指定の口座より、毎月 27 日に口座振替いたしますので、前日までにご入金をお願いいたします。なお、通帳には口座振替後、「DF. RL ダイコウ」と印字されません。ゆうちょ銀行の場合は「自払リコーリースダイコウ」と印字されます。

(5) 下記条件に該当する方のお支払い

下記①～③の条件に該当する方は、現金または指定振込先口座へ振込にてお支払い頂きます。また、振込手数料は入居者のご負担でお願い申し上げます。

①手続き完了までのお支払い

口座振替の手続きに 1～2 ヶ月程要します。(支払期限：利用月の翌月末)

②再請求

残高不足等により口座振替がされなかった際、口座振替の翌月 5 日頃に再請求書を発行いたします。(支払期限：再請求書発行月の月末)

③口座閉鎖

ご利用口座が閉鎖される場合。(支払期限：利用月の翌月末)

振込先口座	七十七銀行 西多賀支店 普通 5029426 まるめろ総合福祉施設 施設長 中山 暁 マルメロソウゴウフクシセツ シセツョウ ナカヤマ アキラ
-------	---

8 入退居の手続き

(1) 入所手続き

- ①要介護 1 以上の認定を受けた方で入所を希望する方は、電話等でご連絡ください。
- ②まるめろ入居申込書の記入・提出をしていただき入居待機者となります。
- ③居室が空き入居出来る状態になりましたら連絡いたします。
- ④入居が決定した場合、契約を締結します。契約の有効期間は要介護認定期間と同じです。ただし、入居要件が満たされれば自動的に更新します。

(2) 退居手続き

契約終了により入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、当施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

ア. 適切な病院、診療所、介護老人保健施設等の紹介

イ. 居宅介護支援事業者の紹介

ウ. その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

9 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	長町病院
院長名	水尻 強志
所在地	宮城県仙台市太白区长町3丁目7番26号
電話番号	022-746-5161
診療科	内科、リハビリテーション科、小児科
入院設備	有

医療機関の名称	イムス明理会仙台総合病院
院長名	藤谷 恒明
所在地	宮城県仙台市青葉区中央4丁目5番1号
電話番号	022-268-3150
診療科	内科、神経内科、消化器内科、他
入院設備	有

医療機関の名称	仙台クルーズ歯科
院長名	成平 恭一
所在地	みや技研仙台市宮城野区小田原弓ノ町102-8フォートレジデンス小田原八幡101
電話番号	0120-648-714
診療科	歯科
入院設備	無

医療機関の名称	八木山南おおだいら歯科
院長名	大平 千之
所在地	宮城県仙台市太白区八木山南3丁目3番1号
電話番号	022-226-8661
診療科	歯科、歯科口腔外科、小児歯科
入院設備	無

10 主治医師

入居者のかかりつけ医として、必要時診察していただいています。

医療機関の名称	特別養護老人ホームまるめろ 医務室
院長名	長島 隆文
所在地	宮城県仙台市太白区鉤取本町2丁目12番20
電話番号	022-797-0273
診療科	内科
入院設備	無

11 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所及びその職員は、業務上知り得た入居者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。
- (2) 当事業所は、そのサービス提供上知り得た入居者及びそのご家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とします。
- (3) 当事業所及びその職員は、必要な範囲において入居者及びそのご家族等の個人情報を取扱い致します。なお、入居者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、文書により別途同意を得るものとします。
- (4) 第1項及び第2項に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

1.2 非常災害対策

災害時の対応	別途に定める消防計画にのっとり対応します。
防災設備	自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。
防災訓練	年2回以上（総合、避難、消火、通報の訓練を行います。）
防火責任者	中山 暁

1.3 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡ください。

苦情・相談窓口	担当者	野中 優（ノナカ マサル）
	対応時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
	電 話	022-797-0273
	F A X	022-797-0274

法人の苦情処理フロー図は別頁をご覧ください

○次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

仙台市役所 介護事業支援課	所在地	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
	電 話	022-214-8318
宮城県国民健康 保険団体連合会	所在地	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
	電 話	022-222-7070
	F A X	022-222-7031

1.4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、入居者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

1.5 損害賠償について

- (1) 当施設において、当施設の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 当施設は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当施設は損害賠償責任を免れます。
 - ①入居者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
 - ②入居者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して障害が発生した場合。
 - ③入居者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④入居者が、当施設もしくは職員の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。
- (4) 修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償をいたしかねることがあります。
- (5) 取り扱いに特別の注意が必要なもの等については、あらかじめご提示をお願いします。ご提示のない場合、賠償を致しかねることがあります。
- (6) 入居者またはそのご家族等は、入居者またはそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当施設の職員の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

1.6 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 青森社会福祉振興団
代表者役職・氏名	理事長 中山 辰 巳
所在地	青森県むつ市十二林11番13号
連絡先	電話 0175-23-1600 FAX 0175-23-1601
事業所数	特別養護老人ホーム…3カ所 ケアハウス…1カ所 単独型短期入所施設…1カ所 認知症対応型デイサービスセンター…1カ所 認知症対応型グループホーム…1カ所 訪問介護ステーション…1カ所 訪問看護ステーション…1カ所 ヘルパースクール…1カ所 居宅介護支援事業所…2カ所 在宅介護支援センター…1カ所 地域包括支援センター…1カ所 クリニック…1カ所 デイケアセンター…2カ所 訪問リハビリテーション…1カ所 フードセンター…1カ所

1.7 緊急時の対応

入居者の容体に変化等があった場合は、嘱託医に連絡する等必要な処置を講ずる他、契約者若しくは保証人へ速やかに連絡します。別頁に記載してください。

1.8 自然災害等や感染症蔓延等に伴うサービスの変更

地震、津波、大雨、強風等の自然災害、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の蔓延により、サービスの提供が困難と判断した場合は、必要な期間サービスの一時停止・サービス提供時間・サービス提供内容などの変更を行います。

1.9 虐待防止について

当事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止等のため、従業者に対して虐待防止の啓発及び普及するための研修を実施し、入居者及びその家族等からの苦情処理体制の整備等の必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

2.0 契約者

- (1) 利用者は、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、契約者をもって本契約の締結を行うことができます。
- (2) 契約者は、保証人を兼ねる者とし、利用者の代行者として、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行うものとし、責務の範囲は以下のとおりとします。なお、契約者は本契約に定める利用者の当施設に対する義務の履行について保証し、利

用者と連携してこれを履行する義務を負うものとします。

①本契約の締結手続き

②利用料金の支払い

③その他、利用者のサービス利用にかかわる一切の事項

④身元保証人を変更する場合の通知

⑤利用者が医療機関での検査や入院等をする場合、各種必要な手続きが円滑に進行するように協力すること。

⑥契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

⑦利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(3) 契約者において、本契約上の身元保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、利用者は新たな契約者を選定し、本施設に通知するものとします。

2 1 保証人

(1) 保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担するものとします。

(2) 前項の負担は、極度額 150 万円を限度とします。

(3) 保証人の請求があったときは、事業者は保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払状況や延滞金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

(4) 保証人において、本契約上の連帯保証人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、入居者は新たな連帯保証人を選定し、本施設に通知するものとします。

2 1 協議事項

この書面に定めのない事項については、介護保険法の関係法令に従い、入居者及び契約者と当事業所の協議により定めます。

緊急連絡先	契約者	氏名	
		住所	
		電話番号	
		続柄	
	保証人	氏名	
		住所	
		電話番号	
		続柄	

【説明確認欄】

年 月 日

上記重要事項について説明しました。

事業者 住所 宮城県仙台市太白区鉤取本町2丁目12番20
名称 特別養護老人ホームまるめろ 印

(説明者) 職名

氏名 印

上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

入居者 住所

氏名

印

契約者として入居者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

契約者 住所

氏名

印

続柄

保証人として契約者と同様、上記重要事項について説明を受け、その内容について同意しました。

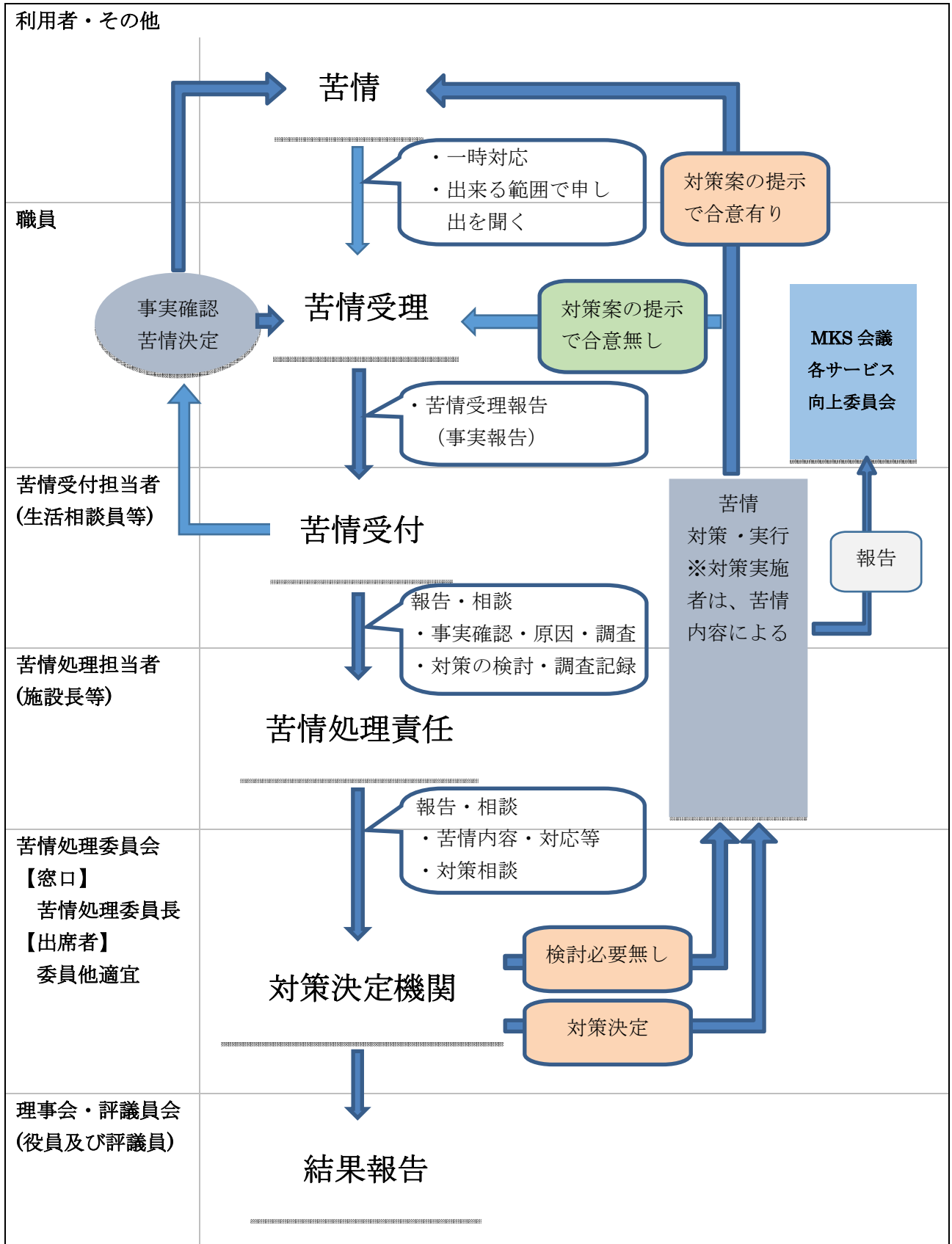
保証人 住所

氏名

印

続柄

資料編



見守り支援機器 (A. I. Viewlife) の概要

「見守り支援機器」は、入居者の安心な生活を支援するツールとして設置している機器です。機器の概要は次の通りです。

- 1) 広角赤外線を活用し、居室にいる入居者の危険状態（転倒、ベッドからの転落、生体異常等）を検知します。
- 2) マイクロ波を活用し、入居者の「呼吸レベル、体動レベル」を把握し、「呼吸停止、過呼吸など」の異常を検知します。
- 3) 検知した情報を職員に通知し、異常の早期発見・事故リスクの軽減をします。
- 4) 検知された情報はシルエット画像で通知されます。画像の一部を記録し、万が一の事故発生後の原因究明および再発防止に活用します。

【見守り支援機器 (A. I. Viewlife) の概念図】



危険性

- 1) 見守り支援機器 (A. I. Viewlife) では赤外線レーザー・マイクロ波を使用していますが、人体に有害なものではないため、入居者の健康に危害が及ぶことはありません。
- 2) 見守り支援機器 (A. I. Viewlife) は、居室内での危険予兆動作・危険状態を検知するためのものであり、転倒・転落等の事故を完全に防止するものではありません。また、見守り検知を 100%保証するものではありません。